

マイナンバーカードの出張申請受付をします

マイナンバーカードの出張申請窓口を町内施設に開設します。今後、マイナンバーカードは健康保険証として利用されるなど、必要となる機会が増えていきますので、ぜひこの機会に申請してみませんか。会場では、当日顔写真を撮影して本人確認と暗証番号の設定を行います。完成したカードはご自宅に本人限定受取郵便で郵送します(発送まで1カ月から2カ月程度)ので、役場に出向くことなく受け取りできます。

出張窓口への申請をご希望の方は、事前に町住民生活課へ電話でお申し込みください。

日時および会場	月日	時間	会場
	1月18日(火)	午前9時～午前11時30分	美郷町中央ふれあい館
		午後1時～午後4時	美郷町南ふれあい館

事前申込期間

1月7日(金)～1月13日(木) 午前8時30分～午後5時
※受け付けできる人数に限りがあります。定員になりしだい受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

対象者

- ・美郷町内に住所がある方
- ・申請日から2カ月以内に転出予定がない方
- ・マイナンバーカードの申請をしていない方
- ・申請者本人(15歳未満の方は法定代理人とともに)が会場に来ることができる方

お願い

- 新型コロナウイルス感染症予防対策のため、入館時の検温、手指の消毒、マスクの着用にご協力をお願いします。
- 通知カードと住民基本台帳カードは、申請時に返納していただきます。マイナンバーカード受け取りまでの間、通知カード等を返納することに差し支えがある場合は、役場窓口でのカード受け取りになります。

申請に必要な書類

- ・マイナンバーの通知カード
(紛失した方は紛失届を提出していただきます)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ・本人確認書類(下記のA1点またはB2点)
 - A 顔写真付きの公的身分証明書**
運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたもの)、住民基本台帳カード(顔写真付き)、障害者手帳、療育手帳、在留カード など
 - B 氏名+生年月日または氏名+住所が記載されている証明書**
健康保険証、介護被保険者証、年金手帳、年金証書、各種医療受給者証、学生証 など



役場窓口では予約制で申請サポートも行っています。
来庁希望日の前日までにご予約ください。

申・問●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

総務課

旧美郷町中央行政センターの活用を希望する企業や個人を募集します

令和3年6月に見直しを行った「美郷町公共施設等最適化実施計画」に基づき、旧美郷町中央行政センターの活用を希望する企業や個人を募集します。

応募資格

どなたでも応募できます(法人、任意団体、個人を問いません)。ただし、次に該当する場合は応募できません。

- ・国税および地方税を滞納している方
- ・破産手続開始の決定を受けた法人または清算法人 など

第2次募集期間 ●令和4年1月～令和4年3月

利用条件等 ●

- ・まちなか活性化に資する利用計画があること。
- ・施設全体の一括利用を前提とします。
- ・貸付料は、建物無償、土地は年額50円/㎡とします。
- ・施設の維持管理費は利用者負担とします。

対象施設

名称	旧美郷町中央行政センター
所在	美郷町六郷字上町21番地
延床面積等	2401.31㎡(昭和48年建築、鉄筋コンクリート造、3階建て、耐震改修済)
敷地面積	3501.32㎡
駐車スペース	28台程度

決定方法 ●応募者から、詳細な利用計画等のプレゼンテーションをしてもらったうえで、決定します。なお、適格者がいない場合等は、再度の募集を行います。

その他 ●貸付にかかる詳細な募集要項については、町ホームページに掲載します。施設の見学等を希望される場合は、下記までご連絡をお願いします。

問 町総務課 総務班・管財班 ☎0187(84)1111

1月31日(月)は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないか
ご確認ください

■各税の納期限 (口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
国民健康保険税(普通徴収)	7期	1月31日(月)	6期	12月28日(火)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	7期	1月31日(月)	6期	1月 4日(火)
町県民税(普通徴収)			4期	12月28日(火)

町税や各種使用料などの納付には口座振替が利用できます

- ①町税 ②水道使用料 ③下水道使用料 ④農業集落排水施設使用料
⑤町営住宅使用料 ⑥児童クラブ利用料 ⑦こども園利用料
⑧学校給食費 ⑨後期高齢者医療保険料

□ 口座振替がとても便利です

□ 口座振替のメリット

- ・料金のお支払いに向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料は掛かりません。

□ 口座振替を希望する方は 次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
○秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに町税務課にご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

申告はお済みですか？

固定資産税償却資産の申告は1月31日(月)までです

令和4年1月1日現在で美郷町内に固定資産税償却資産を所有している方(所有者が判明しない資産については使用している方)は、令和4年度固定資産税償却資産として申告する必要があります。令和3年度に課税された方等には申告書を送付していますが、送付されていない方でも固定資産税償却資産を所有している場合は申告をしてください。

マイナンバー制度の導入に伴い、固定資産税償却資産申告書に個人番号(マイナンバー)の記載欄が設けられましたので、所定の記載欄に記入してください。なお、申告書の提出時には、本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。

申告期限●1月31日(月)

申告用紙配布・提出場所●町税務課、六郷・仙南各出張所

Q1. 固定資産税償却資産ってなんですか？

A1. 固定資産税償却資産とは、農業や工業、商業などを営んでいる方が、その事業のために用いることができる土地、家屋以外の事業用資産(構造物・機械・器具・備品等)です。ただし、次のものは固定資産税償却資産に含みません。

- ①耐用年数が1年未満の資産
②取得価格が10万円未満の少額償却資産
③取得価格が20万円未満の一括償却資産
④自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの

Q2. 使っていない資産も申告の対象となりますか？

A2. まだ使用していない、または現在使用してなくても稼働可能な資産は申告の対象となります。簿外資産、償却済資産(減価償却の終わった資産)も事業に使用できる状態で所有していれば申告の対象となります。

Q3. 固定資産税償却資産が少ないのですが申告が必要ですか？

A3. 固定資産税償却資産の所有者は法令により申告する義務があります。資産の多少にかかわらず申告しなければなりません。

問 町税務課 固定資産税班 ☎0187(84)4902